

各 法 人 の 長 殿

山梨県福祉保健部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和2年度山梨県障害児（者）施設整備費補助金対象事業の再募集について（通知）

このことについて、令和2年度山梨県障害児（者）施設整備費補助金対象事業の再募集を行います。

貴法人施設整備に当該補助金の利用を希望する法人においては、次により応募してください。

1 応募期限

応募意向の連絡期限 : 令和元年9月20日（金）17:00
申請書類の提出期限 : 令和元年10月8日（火）期限厳守

2 応募方法

応募の意向のある法人は、令和元年9月20日（金）までに必ず電話連絡をお願い致します。応募の意向を頂いた法人と別途ヒアリングを実施し、申請書類については、令和元年10月8日（火）までに提出頂きます。

3 提出書類 各2部

- ① 協議書（別紙 様式1-1、様式1-2）及び添付書類
- ② 整備する施設の配置図、平面図、見積書2社分、工程表等
- ③ チェック表
- ④ 法人の直近の決算書類（貸借対照表、事業活動収支計算書または損益計算書）
- ⑤ 法人の借入金償還計画等一覧表

※書類はA4判フラットファイルに、①→②→③→④→⑤の順に綴じ込み、項目ごとにインデックスをつけてください。

※A4判フラットファイルの表紙、背表紙等に、文字の記入やシールの貼り付けは不要です。

4 注意事項

- ・ 国の予算確保状況等により、補助金額の大幅な減額や事業の不採択が生じる可能性があります。（平成26年度実績：補助金協議額の5割程度。平成27年度内示：補助金協議額の3割程度）
- ・ 提出後、以下の変更は認められません。
 - ・ 構造変更（例：2階建→平屋、鉄骨造→木造、重量鉄骨造→軽量鉄骨造）
 - ・ 建物の機能が低下する変更
 - ・ 建物の広さを縮小する変更 等
 - ・ いずれの場合も、経費を理由とした変更は認められません。
- ・ 見積書作成時、山梨県内の単価を十分考慮すること。提出後の見積額変更は認められません。特に、県外からの応募者ご注意ください。

5 その他

「山梨県障害児（者）施設整備費補助金対象事業募集要項」に、対象とする事業、審査、選定、留意事項、スケジュール等を記載していますので、確認の上、書類を提出してください。

あわせて、山梨県ホームページ掲載の以下書類についてもご確認ください。

URL：<https://pref.yamanashi.jp/shogai-fks/sisetuseibi2.html>

- ・ 山梨県障害児（者）施設整備費補助金交付要綱
 - ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（令和元年度国庫補助基準単価）
 - ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る各種厚生労働省局長通知
 - ・ 社会福祉施設等整備の進め方の手引き（入札関係の手引き）
- ※事前に入札の手順をご確認ください。

（例：「予定価格は公告で公表すること」等、留意すべき点があります）

6 提出先及び問い合わせ先

山梨県福祉保健部障害福祉課 施設支援担当 河上

甲府市丸の内1-6-1 本館1F （正面玄関を入れて受付を右折）

TEL： 055-223-1463 / FAX： 055-223-1485

Eメール：kawakami-ahwb@pref.yamanashi.lg.jp